預金保険法施行令 (昭和四十六年政令第百十一号)

改正案	現行
(定義)	(定義)
第一条 この政令において「金融機関」、「預金等」、「預金者等」、「銀	第一条(この政令において「金融機関」、「預金等」、「預金者等」、「銀
行持株会社等」、「銀行等」、「優先株式等」、「優先株式」、「劣後特約	行持株会社等」又は「株式等」とは、預金保険法(以下「法」とい
付社債」、「優先出資」、「株式等」、「優先株式等の引受け等」又は「株	う。) 第二条に規定する金融機関、預金等、預金者等、銀行持株会社
式等の引受け等」とは、預金保険法 (以下「法」という。)第二条に	等又は株式等をいう。
規定する金融機関、預金等、預金者等、銀行持株会社等、銀行等、	
優先株式等、優先株式、劣後特約付社債、優先出資、株式等、優先	
株式等の引受け等又は株式等の引受け等をいう。	
	(優先株式、劣後特約付社債に準ずるもの)
(削る)	第一条の四 法第二条第六項に規定する政令で定めるものは、協同組
	織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に
	規定する優先出資とする。
(劣後特約付金銭消費貸借)	(劣後特約付金銭消費貸借)
第一条の四(略)	第一条の五(略)
(財務内容の健全性の確保等のための方策)	(財務内容の健全性の確保等のための方策)
第十三条 法第六十四条の二第一項に規定する政令で定める方策は、	第十三条 法第六十四条の二第一項に規定する政令で定める方策は、
次に掲げる方策とする。	次に掲げる方策とする。

(新設)	機構が法第六十四条第一項の決定に基づいてした優先株式等のにおいて同じ。) に規定する政令で定める株式等は、次に掲げる株式等とする。 (資金援助に係る取得優先株式等)
三 (略)	三(略)
	き利益をもつてする消却、償還又は返済に対応することができるび機構が当該決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につにあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)及は併合された株式を含み、当該優先株式等が優先出資である場合
	使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行を含み、当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式
するための方策 つてする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保の引受け等をいう。)に係る優先株式等及び借入金につき利益をも二 優先株式等の引受け等 (法第二条第八項に規定する優先株式等	合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場等(当該優先株式等が優先株式である場合にあつては当該優先株式 機構が法第六十四条第一項の決定に基づいて取得する優先株式

て分割された優先出資を含む。)
「である場合にあつては当該優先株式やの転換のである場合にあつては当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては当該優先株式等が劣後について分割又は併合された株式を含み、当該優先株式等が劣後にかけせられている場合にあつては当該労後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該優先株式り発行され、以は移転さる場合にあつては当該優先株式が他の種類の株式への転換のである場合にあつては当該優先株式が他の種類の株式への転換のである場合にあつては当該優先株式が他の種類の株式への転換のである場合にあつては当該優先株式が他の種類の株式への転換のである場合にあつては当該優先株式が他の種類の株式への転換のである場合にあつては当該優先という。

て分割又は併合された株式を含む。) で分割又は併合された株式を含む。) で分割又は併合された株式を含む。) で分割又は併合された株式を含む。) で分割又は併合された株式を含む。) で分割又は併合された株式を含む。) で分割又は併合された株式を含む。) で分割又は併合された株式を含む。) で分割又は併合された株式を含む。) で分割又は併合された株式を含む。) で分割又は併合された株式を含む。)

庫等」という。) にあつては、事業。以下同じ。) の全部又は一部三項に規定する信用金庫等 (第三十五条第三項において「信用金により当該金融機関又は銀行持株会社等が行う合併又は会社の分割機構が法第六十四条第一項の決定により優先株式等の引受け等

Ξ

資について分割された優先出資を含む。) 優先株式等が優先株式である場合にあつては当該優先出 が劣後特約付社債である場合にあつては当該優先株式を含 水、当該優先株式等が優先株式である場合にあつては出該優先株式を含 が劣後特約付社債である場合にあつては出該優先株式を含 株予約権が付せられている場合にあつては出該の構式により発行され、又は 株予約権が付せられている場合にあつては他の種類の株式への 極先株式等が優先株式である場合にあつては他の種類の株式への を承継する他の法人から機構が割当てを受けた優先株式等(当該

四

びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該優先株式等の二第五項に規定する取得優先株式等をいう。)に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等(当該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求がある場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求がある場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求がある場合にあつては当該の発行され、又は移転された株式等が株式である場合にあつては当該の発行され、又は移転された株式等がよびである場合にあつては当該労後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式等がよびである場合にあつては当該労後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にあつては当該労後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にあつては当該労後特約付社債に新株式等(法第六十四条がごれたの元を対して対して対して対して対して対しますが対して対して対しますが対して対して対して対しますが対しますが対して対しますが対しますが対しますが対しますが対して対しますが対して対しますが対して対しますが対して対して対しますが対していますが対している。

た優先出資を含む。 ただし、前二号に掲げる株式等を除く。) が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割され

(業務の継続の承認申請)

第十四条 つては、金融庁長官及び厚生労働大臣) に提出しなければならない。 を添付して、これを金融庁長官 (労働金庫又は労働金庫連合会にあ 継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類 救済金融機関は、法第六十七条第二項の規定による業務の

(略)

二 法第六十七条第二項に規定する契約の内容及び営業の譲受け又 う。) の日における当該契約の総額を記載した書面 は付保預金移転(法第二条第十一条に規定する付保預金移転をい

Ξ (略)

兀 (略)

等のための方策) (資金援助に係る株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保

法第六十八条の二第四項に規定する政令で定める方策

は 次に掲げる方策とする。 第十四条の二

経営の合理化のための方策

機構が法第六十八条の二第一項の承認を受けた株式交換等(同

(業務の継続の承認申請)

第十四条 継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類 つては、金融庁長官及び厚生労働大臣) に提出しなければならない。 を添付して、これを金融庁長官(労働金庫又は労働金庫連合会にあ 救済金融機関は、法第六十七条第二項の規定による業務の

(略)

移転 (法第二条第十一条に規定する付保預金移転をいう。) の日 用金庫等」という。) にあつては、事業) の譲受け又は付保預金 における当該契約の総額を記載した書面 七条第三項に規定する信用金庫等(第三十五条第三項において 信

Ξ (略)

兀 (略)

確保するための方策 む。)につき利益をもつてする消却に対応することができる財源を 又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含 が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合 四条の二第五項に規定する取得優先株式等である株式(当該株式 項に規定する株式交換等をいう。)により割当てを受けた法第六十 にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式

 \equiv の方策 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のため

(資金援助に係る組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保

第十四条の三 等のための方策) 法第六十八条の三第四項に規定する政令で定める方策

Ιţ

次に掲げる方策とする。

含み、当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては当 株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を 場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該 株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである 式等である株式等 (当該株式等が株式である場合にあつては当該 り割当てを受けた法第六十四条の二第五項に規定する取得優先株 項に規定する組織再編成をいう。以下この号において同じ。) によ 機構が法第六十八条の三第一項の承認を受けた組織再編成(同 経営の合理化のための方策

	法第六十四条の二第五項(法第六十八条の二第五項及び第六十八条
(新設)	第十四条の五 第十三条の二の規定は、法第六十九条第四項において
	(追加資金援助に係る取得優先株式等の規定の準用)
	読み替えるものとする。
	は、「法第六十九条第四項において準用する法第六十四条第一項」と
	場合において、第十三条第二号中「法第六十四条第一項」とあるの
	六十四条の二第一項の規定を準用する場合について準用する。この
(新設)	第十四条の四 第十三条の規定は、法第六十九条第四項において法第
	の準用)
	(追加資金援助に係る財務内容の健全性の確保のための方策の規定)
	の方策
	三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のため
	ための方策
	する消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保する
	等を債務者とするものに限る。)に係る借入金につき利益をもつて
	付債権(同項に規定する取得貸付債権をいい、当該承継金融機関
	機構が当該承認を受けた組織再編成の後において保有する取得貸
	あつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)及び
	併合された株式を含み、当該優先株式等が優先出資である場合に
	により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は
	該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使

確保等のための方策の規定の準用)(追加資金援助に係る株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の)

十九条第四項において準用する法第六十四条の二第五項」と読み替条の二第一項」と、「法第六十九条第四項において準用する法第六十八条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。法第六十八条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。第十四条の六(第十四条の二の規定は、法第六十九条第四項において

確保等のための方策の規定の準用)(追加資金援助に係る組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の

(新設)

えるものとする。

条の三第一項」と、「法第六十四条の二第五項」とあるのは「法第六コの場合において、第十四条の三第二号中「法第六十八条の三第四項の規定を準用する場合について準用する。第十四条の七、第十四条の三の規定は、法第六十九条第四項において

(新設)	第二十四条の二 第十三条の規定は、法第百一条第七項において法第
	保のための方策の規定の準用)(再承継金融機関等に対する資金援助に係る財務内容の健全性の確
的契約の債権者で内閣府令・財務省令で定めるものとする。	型的契約の債権者で内閣府令・財務省令で定めるものとする。
に規定する銀行等をいう。)の業務に係る多数人を相手方とする定型保護預り契約に係る債権者その他の銀行等 (法第二条第五項第五号	に係る債権者その他の銀行等の業務に係る多数人を相手方とする定掛金の掛金者、金銭信託の受益者、債券の権利者及び保護預り契約
金の積金者、掛金の掛金者、金銭信託の受益者、債券の権利者及び	場合を含む。)に規定する政令で定める債権者は、定期積金の積金者、
第二十三条 法第八十九条に規定する政令で定める債権者は、定期積	第二十三条 法第八十九条 (法第百六条第二項の規定により準用する
者)	者)
(資本減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権	(資本減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権
第十四条の四(略)	第十四条の十(略)
(金融機関が負担する債務)	(金融機関が負担する債務)
第十四条の三(格)	第十四条の九(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(金融業を営むもの)	(金融業を営むもの)
第十四条の二 (略)	第十四条の八(・略)
(金融機関が行う資金決済に係る取引)	(金融機関が行う資金決済に係る取引)
	えるものとする。
	十九条第四項において準用する法第六十四条の二第五項」と読み替

は、「法第百一条第七項において準用する法第六十四条第一項」と読 場合において、第十三条第二号中「法第六十四条第一項」とあるの み替えるものとする。 六十四条の二第一項の規定を準用する場合について準用する。 この

(再承継金融機関等に対する資金援助に係る取得優先株式等の規定

第二十四条の三 七項において準用する法第六十四条第一項」と読み替えるものとす 号までの規定中「法第六十四条第一項」とあるのは、「法第百一条第 ついて準用する。 の三第五項において準用する場合を含む。)の規定を準用する場合に 法第六十四条の二第五項(法第六十八条の二第五項及び第六十八条 の準用) 第十三条の二の規定は、法第百一条第七項において この場合において、第十三条の二第一号から第三

(再承継金融機関等に対する株式交換等の承認に係る財務内容の健

全性の確保等のための方策の規定の準用)

(新設)

る

第二十四条の四 条第七項において準用する法第六十四条の二第五項」と読み替える の二第一項」と、 項」とあるのは「法第百一条第七項において準用する法第六十八条 法第六十八条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。 この場合において、 第十四条の二の規定は、 法第六十四条の二第五項」とあるのは 第十四条の二第二号中「法第六十八条の二第一 法第百一条第七項において 法第百一

四の株式等の引受け等(法第二条第九項に規定する株式等の引受け	四 機構が法第百五条第四項の決定に基づいて取得する株式等 (当
	流出しないための方策
	みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の利益を含む。) が
三 配当等により利益が流出しないための方策	三 配当等により利益 (銀行持株会社等が法第百五条第二項の申込
	む。) の確立のための方策
	みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の経営体制を含
責任ある経営体制の確立のための方策	責任ある経営体制 (銀行持株会社等が法第百五条第二項の申込
一 (略)	一 (略)
掲げる方策とする。	掲げる方策とする。
第二十五条 法第百五条第二項に規定する政令で定める方策は、次に	第二十五条 法第百五条第三項に規定する政令で定める方策は、次に
(経営の健全化のための計画)	(経営の健全化のための計画)
	ものとする。
	条第七項において準用する法第六十四条の二第五項」と読み替える
	の三第一項」と、「法第六十四条の二第五項」とあるのは「法第百一
	項」とあるのは「法第百一条第七項において準用する法第六十八条
	この場合において、第十四条の三第二号中「法第六十八条の三第一
	法第六十八条の三第四項の規定を準用する場合について準用する。
(新設)	第二十四条の五(第十四条の三の規定は、法第百一条第七項において
	全性の確保等のための方策の規定の準用)
	(再承継金融機関等に対する組織再編成の承認に係る財務内容の健
	ものとする。

(新設)	の登記を行う場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法第二十五条の二(法第百七条の四第二項の規定により金融機関が法第(優先出資の発行による登記の特例)
	適切な運営の確保のための方策場合にあつては、当該銀行持株会社等の業務を含む。)の健全かつ性及び業務(銀行持株会社等が法第百五条第二項の申込みをした
の方策の方策の強全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のため	場合にあつては、当該銀行持株会社等の財務内容を含む。)の健全五(財務内容(銀行持株会社等が法第百五条第二項の申込みをした
	てへ
	益をもつてする消却、償還又は返済に対応することができる財源構が当該決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき利
	あるなどにはずいて双罪した計算量にある情人会にのまり割された優先出資を含む。第二十五条の六において同じ。) 及び機
	株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分れた株式及びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該
	約権が付されている場合にその行使により発行され、又は移転さ後特約付社債である場合にあつては当該劣後特約付社債に新株予
方策	の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が劣により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類
却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための等をいう。)に係る株式等及び借入金につき利益をもつてする消	への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式

(第一号措置に係る取得株式等)

定する政令で定める株式等は、次に掲げる株式等とする。| 八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) に規| 八条の三第八項において準用する場合を含む。)及び第百八条の三第第二十五条の三 法第百八条第二項 (法第百八条の二第四項 (法第百

割された優先出資を含む。) 機構が第一号措置 (法第百二条第一項第一号に規定する第一号機構が第一号措置 (法第百二条第一項第一号に規定する第一号割された優先出資を含む。)

(新設)

機構が第一号措置により株式等の引受け等を行つた金融機関又

併合された株式を含む。)

「関の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又はいるものである場合にその転換の請求により発行された他の種でれるものである場合にその転換の請求により発行された他の種の株式及び当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能といるものである場合にその転換の請求が可能とは銀行持株会社等の株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換又は株式移転により当該金融機関又

三 機構が第一号措置により株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等が行う合併又は会社の分割により当該金融機関又は銀行持株会社等が行う合併又は会社の分割により当該金融機関では出該のである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式を含み、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては当該劣後特約付社債に新株が付されている場合にあっては当該劣後特約付社債に新株が付されている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合により発行された大力を含み、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては当該優先出資について分割とされ、では当該優先出資である場合にあっては当該優先出資により株式等の引受け等を行つた金融機関のは銀行が第一号措置により株式等の引受け等を行つた金融機関ス

の分割により当該法人の営業の全部若しくは一部を承継する他のの完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人に規定する取得株式等をいう。以下同じ。) に該当する株式等の発前二号及びこの号の規定により取得株式等 (法第百八条第二項

四

にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。) とされるものである場合にあつては当該株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該然後特約付社債に新株が付されている場合にあつては当該然後特約付社債に新株が付されている場合にその転換の構式を含み、当該株式等が劣後特約付社債である場別以は併合された株式を含み、当該株式等が場式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が場式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が像先出資である場合にあつては当該優先出資について分割である場合にあっては当該優先出資について分割である場合にあっては当該優先出資について分割である場合にあっては当該優先出資について分割である場合にあっては当該機式である場合にあっては当該優先出資について分割である場合にあっては当該優先出資について分割では、当該株式等が株式であるとされる。)

(法第百八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画)

する完全親会社となった会社における次に掲げる方策とする。をいう。以下同じ。)を連名で提出する法第百八条の二第三項に規定は、経営健全化計画 (法第百五条第三項に規定する経営健全化計画第二十五条の四 法第百八条の二第三項に規定する政令で定める方策

| 責任ある経営体制の確立のための方策

| 配当等により利益が流出しないための方策

併合された株式を含む。第二十五条の七及び第二十五条の九にお類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式により発行された他の種である株式(当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とに規定する株式交換等をいう。)により割当てを受けた取得株式等に規定する株式交換等をいう。)により割当てを受けた取得株式等に規定する株式交換等をいう。)により割当てを受けた株式交換等(同項三)機構が法第百八条の二第一項の認可を受けた株式交換等(同項三)

	けた組織再編成の後において保有する取得貸付債権(法第百八条
	割当てを受けた取得株式等である株式等及び機構が当該認可を受
	四(機構が法第百八条の三第一項の認可を受けた組織再編成により
	三 配当等により利益が流出しないための方策
	二 責任ある経営体制の確立のための方策
	経営の合理化のための方策
	は、次に掲げる方策とする。
(新設)	第二十五条の六 法第百八条の三第三項に規定する政令で定める方策
	(承継金融機関が提出する経営健全化計画)
	れることとする。
	機構が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認めら
	ける場合において、当該株式の種類が当該組織再編成の前において
	いう。以下同じ。) により機構が取得株式等となる株式の割当てを受
	金融機関をいう。) が行う組織再編成 (同項に規定する組織再編成を
	る要件は、銀行等である対象金融機関 (同条第一項に規定する対象
(新設)	第二十五条の五 法第百八条の三第二項第五号に規定する政令で定め
	(対象金融機関の組織再編成の認可の要件)
	の方策
	四、財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のため
	財源を確保するための方策
	いて同じ。)につき利益をもつてする消却に対応することができる

一 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のため方策 が () に係る借入金につき利益をもつてする消者とするものに限る。) に係る借入金につき利益をもつてする消第二項に規定する取得貸付債権をいい、当該承継金融機関を債務

の方策
の方策
五 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のため

(承継子会社が提出する経営健全化計画)

第二十五条の七 法第百八条の三第四項において準用する同条第三項

に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

経営の合理化のための方策

「『記当等こより制造(経営建全七計画を連名で是出する銀庁寺朱|会社等の経営体制を含む。)の確立のための方策||・責任ある経営体制(経営健全化計画を連名で提出する銀行持株|

会社等の利益を含む。) が流出しないための方策 三 配当等により利益 (経営健全化計画を連名で提出する銀行持株

もつてする消却に対応することができる財源を確保するための方(当該銀行持株会社等を発行者とするものに限る。)につき利益を構が法第百八条の三第四項において保有する取得株式等である株式四 経営健全化計画を連名で提出する銀行持株会社等における、機

財務内容を含む。)の健全性及び業務(経営健全化計画を連名で提五 財務内容(経営健全化計画を連名で提出する銀行持株会社等の

策

	規定により提出する経営健全化計画の規定の準用)
	(法第百八条の三第八項において準用する法第百八条の二第三項の一
	の方策
	四 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のため
	却に対応することができる財源を確保するための方策
	割当てを受けた取得株式等である株式につき利益をもつてする消
	三 機構が法第百八条の三第五項の認可を受けた組織再編成により
	二 配当等により利益が流出しないための方策
	一 責任ある経営体制の確立のための方策
	する。
	は、同項に規定する他の銀行持株会社等における次に掲げる方策と
(新設)	第二十五条の九 法第百八条の三第七項に規定する政令で定める方策
	(法第百八条の三第七項の規定により提出する経営健全化計画)
	式等である株式の種類と同一のものと認められることとする。
	る株式の種類が当該組織再編成の前において機構が保有する取得株
	る要件は、組織再編成により機構が割当てを受ける取得株式等とな
(新設)	第二十五条の八 法第百八条の三第六項第四号に規定する政令で定め
	(対象金融機関以外の発行金融機関等の組織再編成の認可の要件)
	保のための方策
	出する銀行持株会社等の業務を含む。)の健全かつ適切な運営の確

新受託者	会社		新受託者	会社	
内容	種類及数	第二百四十五条ノ三	内容	種類及数	第二百四十五条ノ三
		定			定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規
ことおりとする。	技術的読替えは、次の表のとおりとする。	する場合における技術		とする。	は、次の表のとおりとする。
法 (明治三十二年法律第四十八号) の規定を準用	(明治三十二年法律第四	第九項において商法	第九項において商法の規定を準用する場合における技術的読替え	の規定を準用する場合	第九項において商法
三十二条第七項の規定による請求について、同条	−二条第七項の規定によ	第三十三条 法第百三十	法第百三十二条第七項の規定による請求について、同条	十二条第七項の規定によ	第三十三条 法第百三十
)特例に関する読替え)	における受託者更迭手続の特例に関する読替え)	(信託業務の承継にも	の特例に関する読替え)	信託業務の承継における受託者更迭手続の特例に関する読替え)	(信託業務の承継にも
		三 (略)			三 (略)
>る金額	権から生じた果実に相当する金額	する取得貸付債権が		9る金額	生じた果実に相当する金額
四項に規定する取得株式等又は同条第五項に規定	児に規定する 取得株式等	二 法第百五条第四项	取得株式等又は法第百八条第二項に規定する取得貸付債権から	冶第百八条第二項に規定	二 取得株式等又は対
		一 (略)			一 (略)
	事項とする。	項は、次に掲げる事項		児とする。	項は、次に掲げる事項とする。
二十三条第一項第五号に規定する政令で定める事	三条第 項第五号に担	第二十七条 法第百二十	法第百二十三条第一項第五号に規定する政令で定める事	十三条第一項第五号に担	第二十七条 法第百二十
	係る報告事項)	(負担金の決定に係る		る報告事項)	(負担金の決定に係る報告事項)
			90	百八条の二第一項」と読み替えるものとする。	百八条の二第一項」と
			第一項」とあるのは、「法第百八条の三第八項において準用する法第	「法第百八条の三第八項	第一項」とあるのは、
			この場合において、第二十五条の四第三号中「法第百八条の二	て、第二十五条の四第三	る。この場合において
			おいて法第百八条の二第三項の規定を準用する場合について準用す	第三項の規定を準用す	おいて法第百八条のこ
		(新設)	第二十五条の四の規定は、法第百八条の三第八項に	十五条の四の規定は、は	第二十五条の十第二十

主申	申出		X V	総理	第三十七条	~ 郵								(削る)		2	第二		
けしばなっない。	たる事務所の所在地	B又は資料若しくt	こするものに限る。	総理大臣)は、労働会		(都道府県知事への通知)								g)		(略)	百四十五条ノ四		
	地を管轄する都道府県	は計画の提出を受けた	次項において同じ。)	≖庫 (−の都道府県の	金融庁長官及び厚生労働大臣(第四号にあつては、	知)											会社		株券
	主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しな	申出又は資料若しくは計画の提出を受けたときは、当該労働金庫の	区とするものに限る。次項において同じ。)について次に掲げる報告、	労働金庫(一の都道府県の区域を越えない区域を地	第四号にあつては、内閣												新受託者	当該受益証券	受益証券アルトキハ
けしばこっこ				地 総理大臣)は、	第三十七条	(都道府県知事への通知)	受けた株式を含むものとする。	をいう。)と	式交換又は	子会社をいう。)	金融機関が同	式等である。	が法第百二条第一	第三十六条の二	(法第百五名	2 (略)	第二百四十五条ノ		
	所の所在地	料若しくは	のに限る。		金融庁長官	知事への通	を含むもの	なつた金融	株式移転に		元全子会社	株式を発行		法第五	条第四項に		茶 ノ四		
	主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しな	申出又は資料若しくは計画の提出を受けたときは、当該労働金庫の	区とするものに限る。次項において同じ。)について次に掲げる報告、	労働金庫(一の都道府県の区域を越えない区域を地	金融庁長官及び厚生労働大臣(第四号にあつては、	知)	とする。	をいう。)となつた金融機関又は銀行持株会社等から機構が割当てを	式交換又は株式移転により完全親会社(同項に規定する完全親会社	となるものに限る。)を行つた場合における当該株	金融機関が完全子会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全	式等である株式を発行した金融機関が株式交換又は株式移転(当該	項第一号に規定する第一号措置により取得した株	法第百五条第四項に規定する取得株式等には、機構	法第百五条第四項に規定する取得株式等)		会社		株券
	和事にその旨·	ときは、 当該	ついて次に掲	区域を越えな	界四号にあつ			紅等から機構:	頃に規定する	った場合にお:	宗第一項に規	父換又は株式	5措置により	の取得株式等.			新受託者	当該受益証券	受益証券アルトキハ
	を通知しな	労働金庫の	がる報告、	い区域を地	ては、内閣			が割当てを	完全親会社	ける当該株	定する完全	移転 (当該	取得した株	には、機構				券 	ルトキハ

一~四 (略)

五 法第百五条第三項の規定による計画の提出

六 法第百八条の三第三項の規定による計画の提出

七 (略)

一~四 (略)

五 法第百五条第四項の規定による決定

六 法第百八条の三第一項の規定による認可

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十八条 法第百三十九条第一項第四号に規定する政令で定めるも

一 (略)

のは、次に掲げるものとする。

三 法第百三条第一項、第百四条第二項、第四項及び第五項、第百第百六条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認定二 法第百二条第一項及び第百四条第八項 (法第百五条第八項及び

五条第七項並びに第百六条第四項の規定による法第百二条第一項

四 法第百二条第二項 (法第百三条第二項、第百四条第三項、

第七

の認定の取消し

の認定の取消し

| _ _ _ (略)

五 法第百五条第二項の規定による計画の提出

(新設)

六 (略)

一~四 (略)

五 法第百五条第三項の規定による決定

(新設)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限

のは、次に掲げるものとする。第三十八条 法第百三十九条第一項第四号に規定する政令で定めるも

(略)

五条第八項並びに第百六条第四項の規定による法第百二条第一項三 法第百三条第一項、第百四条第二項、第四項及び第五項、第百第百六条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認定二 法第百二条第一項及び第百四条第八項 (法第百五条第九項及び

四 法第百二条第二項 (法第百三条第二項、第百四条第三項、第七

る意見の聴取並びに第百五条第八項において準用する場合を含む。)の規定によ項及び第九項 (法第百五条第八項において準用する場合を含む。)

五 (略)

いて準用する場合を含む。)の規定による通知及び公告用する場合を含む。)、第百五条第八項並びに第百六条第五項にお項及び第九項(法第百五条第八項及び第百六条第五項において準六 法第百二条第五項(法第百三条第二項、第百四条第三項、第七

いて準用する場合を含む。)の規定による国会への報告用する場合を含む。)、第百五条第八項並びに第百六条第五項にお項及び第九項 (法第百五条第八項及び第百六条第五項において準七 法第百二条第六項 (法第百三条第二項、第百四条第三項、第七

八 (略)

いて準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取九 法第百四条第六項 (法第百五条第八項及び第百六条第五項にお

る意見の聴取並びに第百五条第九項において準用する場合を含む。)の規定によ項及び第九項 (法第百五条第九項において準用する場合を含む。)

五 (略)

項及び第九項 (法第百五条第九項及び第百六条第五項において準円する場合を含む。)の規定による通知及び公告に、法第百二条第六項 (法第百五条第九項並びに第百六条第五項において準別が第九項 (法第百五条第九項及び第百六条第五項において準法のの第十項 (法第百三条第二項、第百四条第三項、第七

八 (略)

いて準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取九 法第百四条第六項 (法第百五条第九項及び第百六条第五項にお

用する場合を含む。)、第百五条第九項並びに第百六条第五項にお

いて準用する場合を含む。) の規定による国会への報告